# 七ヶ宿町 水 道 事業経営戦略

団 体 名 : 七ヶ宿町

事 業 名 : 七ヶ宿町簡易水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## <u>1. 事業概要</u>

# (1) 事業の現況

# ① 給 水

供用開始年月日	昭	和	50	年	4	月	1	日	計	画	給っ	水 人	П	1500	人
法 適(全 部・財 務)		   非適用								在	給っ	水 人		1291	人
・非適の区分				升迎	!H				有	収	水量	量 密	度	170	+fm³∕ha

## ② 施 設

水			源	<b>√表</b> 流水 , <b>ダ</b> Д	、, 【水流水 , 【	/地下水		乗水	,	その他	(複数選択可)	
<del>1/c</del>	施設		*/-	浄水場設置数	女 6		먀		ZīĽ	П	65.92	
池			数	配水池設置数	2	管	路		延	長	03.92	<del>I</del> m
施	設	能	カ	1,369.90	mi/日	施	設	利	用	率	59.83	%

## ③ 料 金

					○料	金体系	<ul><li>系:基本水量に係る基本料金と使用水量に応じて調</li><li>基本料金</li></ul>							金される二部料金制による。				
						メータロ径	1	基本料			備考		種別及び用途	1立方メートルにつき				
1/4	料金既要	<i>1</i> +-	7	•			13mm		600	7				一般用	124円			
概概		体 · 考	系 え	の方			20mm		1,000	円				プール用	152円			
							25mm		1,30	円			臨時用	324円				
							30mm		2,10	円		メーター使 用料金を						
							40mm		3,505	円		おおった		〇各料金には消費税	○各料金には消費税及び地方消費税が加算されま			
							50mm		9,70	円								
							75mm		18,80	門								
						100mm		29,70	5円									
		<b>火 定 年</b> みの改定は			平	成	12 年	4	月	1	日							

## 4 組織

職員数 4名(うち主事2名) 年齢構成・・・20代1名、30代1名、40代1名、50代2名 農林建設課長 参事 主事 係長 (2名) (1名) (1名) (1名)

## (2) これまでの主な経営健全化の取組

○平成29年4月1日より7つの簡易水道事業及び1つの飲料水供給施設を統合し、経営の合理化に取り組んでいる。○平成28年度より「水道事業基本計画」を策定し、計画的に改善事業を行っている。

\*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策として は、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

#### (3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

#### 〇全体総括

滞納料金の徴収、水道未加入者に対し加入を促し利益向上に努める。またコスト削減や企業債の借入を抑制し将来的な負担の軽減を図り、 健全な事業運営を目指していく。

## ○経営の健全性・効率性について

水道加入率の向上、コスト削減に努め経常収支率の向上を図る。

債務残高については、平成28年度に「水道事業計画」を策定し、老朽化対策として改良事業を開始したため、事業が完了するまでは類似団 体より高い値が続く事が予想される。 コスト削減により給水原価が低下するように努めていく。

今後実施していく改良事業の中に管路更新業務も含まれているため、管路更新により有収率の上昇が見込まれる。

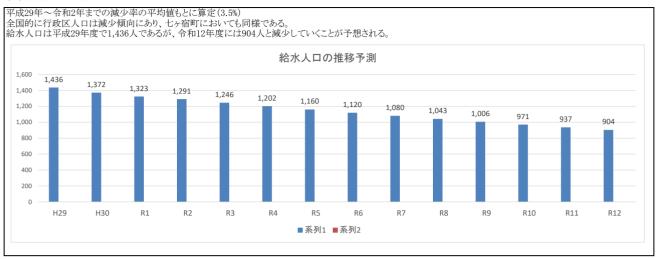
#### 〇.老朽化の状況について

平成28年度より「水道事業基本計画」に基づく施設・管路改良事業を行っているため、監視体制強化や施設の延命化を図っている。

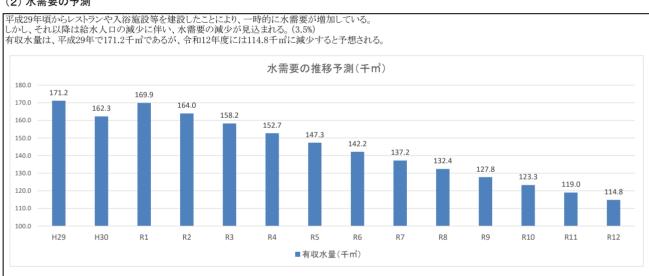
※詳細は別紙経営比較分析表のとおり

## 2. 将来の事業環境

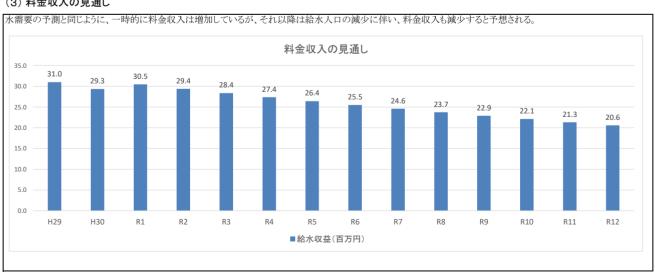
## (1) 給水人口の予測



## (2) 水需要の予測



## (3) 料金収入の見通し



## (4) 施設の見通し

現状、施設能力には問題がないことから、現有施設を使用することとしている。平成28年度には「水道事業基本計画」を策定し、地域防災計画に定められている避難所のある幹線、漏水事故が多い路線を優先路線に掲げ、必要最低限の投資で計画的に改善事業を行っている状況である。 また、流量計や水位計等の計装設備の更新も計画的に行い、監視体制の強化や、施設の延命化を図っていく。

#### (5)組織の見通し

○職員数はこのまま横ばい、もしくは減少することが予想される。

## 3. 経営の基本方針

給水人口の減少に伴い、給水収益の減少が見込まれているが、計画的かつ効率的な老朽管更新等を行う事で、将来的に修繕費用等の支出を抑制し、収支均衡を図っていきながら、安心で安全な水道を安定的に供給していく。

## 4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1)投資・財政計画(収支計画): 別紙のとおり
- (2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
- ① 収支計画のうち投資についての説明

- ○「七ヶ宿町水道事業基本計画」に基づき、施設の統廃合を行うとともに老朽化施設等の更新を進める。
- ○施設・設備の廃止・統合(ダウンサイジング)及び合理化に関する事項 平成28年度に策定した「七ヶ宿町水道事業基本計画」に基づき、効率的に更新を進めることで、維持管理費用の削減を図る。
- ○老朽化施設更新事業について 以前から先延ばしをしてきた水道管の更新については、地域防災計画に定められている避難所のある幹線、漏水事故が多い路線等を優先的に掲げ必要最低限の投 資で計画的に更新事業を行っていく。

## ② 収支計画のうち財源についての説明

料金収入を主体とするが、健全な運営を行うため、一般会計繰入、国庫補助金及び企業債収入を利用する。 目 標

○料金収入の見通し、料金の見直しに関する事項 給水人口減少や節水器具の普及に伴う使用水量の減少から、水道料金の収入増は見込みにくい状態である。料金改定については、令和元年度に消費税の増税に 伴い、料金改定を行ったが、今後は有収率及び収納率の向上と併せて、料金改定を適切に行う。

○企業債に関する事項

借入比率を建設改良費の50~60%程度とし、国庫補助金などの特定財源以外は、企業債を充てる。

○繰入金に関する事項

料金収入を原則とするが、高料金対策については、基準内繰入により経営の安定を図る。

## ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○維持管理費・・・平成29年度実績、平成30年度実績、令和元年度実績の平均値をもとに計上した。(営業費用内)

人件費:職員数は維持

修繕費

その他の費用

○企業債償還金・支払利息・・・企業債償還金・企業債利息について、既往債及び新たに発行を見込む企業債の元金償還額・利息額を計上した。

## (3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

## ① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広	域	化	_
	査・ノウハワ PFI 等 の 挙		_
アセット	マネジメン 設備の長	・トの充実	_
施設・	投資の設備の廃	止・統合	平成28年度に漏水事故が多い水道管を廃止し、他の地区から給水を行う水道管を整備を行うことで管路延長の短縮を行い、ダウ
	ン サ イ st  設 備 の	- • /	ンサイジングを実施した。
(	シック ダ	ウン)	_
その	他の	取 組	_

## ② 財源についての検討状況等

料		金	給水人口の減少に伴い、給水収益の減少が見込まれる。 今後も健全な水道事業運営を続けるため、水道料金の見直しを検討する必要がある。
企	業	債	企業債末償還残高を増やさないよう借入額を抑制する
繰	入	金	_
	の有効活用等(*2)に 入 増 加 の 取		_
そ	の他の取	組	_

# 5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	投資・財政計画を中心に、毎年度進捗管理を行う。 また策定5年後には中間検証を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。
---------------------	---------------------------------------------------------------

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円,%)

	_				1	1		1		1		1	1	\ <del>+    </del>	一口,90)
		区分	年 度	前々年度	前年度	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		1 総	収 益 (A)	38,267	43,491	39,350	37,973	36,644	35,361	34,123	32,929	31,777	30,664	29,591	28,555
	1.1	(1) 営	業 収 益(B)	30,688	32,315	28,565	27,565	26,600	25,669	24,771	23,904	23,067	22,260	21,481	20,729
	収	ア	料 金 収 入	30,459	22,230	27,974	26,995	26,050	25,138	24,258	23,409	22,590	21,799	21,036	20,300
	益的	イ	受 託 工 事 収 益(C)												
		ウ	そ の 他	229	10,085	591	570	550	531	513	495	477	461	444	429
収	収入	(2) 営	業 外 収 益	7,579	11,176	10,785	10,407	10,043	9,692	9,352	9,025	8,709	8,404	8,110	7,826
عد ا		ア	他 会 計 繰 入 金	2,529	2,776	2,679	2,585	2,495	2,407	2,323	2,242	2,163	2,088	2,014	1,944
益		イ	そ の 他	5,050	8,400	8,106	7,822	7,549	7,284	7,029	6,783	6,546	6,317	6,096	5,882
的		2 総	費 用 (D)	33,028	33,763	32,752	31,776	30,834	29,925	29,048	28,201	27,384	26,596	25,835	25,101
н э		(1) 営	業費用	30,499	31,323	30,397	29,503	28,641	27,808	27,005	26,230	25,482	24,761	24,064	23,392
収	収	ア	職員給与費	4,863	4,862	4,862	4,862	4,862	4,862	4,862	4,862	4,862	4,862	4,862	4,862
	益的		うち退職手当												
支	的	1	そ の 他	25,636	26,461	25,535	24,641	23,779	22,946	22,143	21,368	20,620	19,899	19,202	18,530
	支出	(2) 営	業 外 費 用	2,529	2,440	2,355	2,273	2,193	2,116	2,042	1,971	1,902	1,835	1,771	1,709
	出	ア	支 払 利 息	2,529	2,440	2,355	2,273	2,193	2,116	2,042	1,971	1,902	1,835	1,771	1,709
			うちー時借入金利息												
		イ	そ の 他												
	ļ		支差引 (A)-(D) (E)	5,239	9,728	6,598	6,197	5,810	5,436	5,076	4,728	4,392	4,068	3,756	3,454
		1 資	本 的 収 入(F)	199,487	35,056	49,184	127,153	131,390	11,162	10,941	10,728	10,523	10,325	10,134	9,949
		(1) 地	方 債	113,600	8,400	24,600	72,300	73,700							
	資		ち資本費平準化債												
	本	(2) 他	会計補助金	14,471	21,024	16,334	14,853	11,890	11,162	10,941	10,728	10,523	10,325	10,134	9,949
資	的	(3) 他	会計借入金												
	収入	(4) 固	定資産売却代金												
本		(5) 国	(都道府県)補助金	71,416	5,632	8,250	40,000	45,800							
		(6) I	事 負 担 金												
的		(7) そ	の 他												
収		2 資	本 的 支 出(G)	203,548	36,430	55,782	133,350	137,200	16,598	16,017	15,456	14,915	14,393	13,890	13,404
7.	貝	(1) 建	設 改 良 費	186,943	14,080	32,932	110,000	120,000							
支	本的	(O) 111-	うち職員給与費	45.400	00.050	00.050	00.050	47.000	10 500	40.047	45.450	44045	11000	10.000	10.101
	和即	(2) 地	方 債 償 還 金(H)	15,469	22,350	22,850	23,350	17,200	16,598	16,017	15,456	14,915	14,393	13,890	13,404
	支出		会計長期借入金返還金												
	"	(4) 他	会計への繰出金	4.400											
	$\square$	(5) そ	の 他	1,136	A 1071	A 0.500	A 0 107	A F.040	A F 400	A F 070	A 4.700	A 4.000	A 4.000	A 0.750	A 0.455
<u> </u>	<u> </u>	3 収 3	支差引 (F)-(G) (I)	△ 4,061	△ 1,374	△ 6,598	△ 6,197	△ 5,810	△ 5,436	△ 5,076	△ 4,728	△ 4,392	△ 4,068	△ 3,756	△ 3,455

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位·千円 %)

											(単位:	<u>千円,%)</u>
年 度	前々年度	前年度	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	1,178	8,354										
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	84											
前年度繰上充用金 (M)	314											
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	948	8,354										
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)				Ì								
実 質 収 支黒 字(P)	948	8,354										
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤字 比率 ( (Q) ×100 )												
収益的収支比率( (A) ×100 )												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額												
営業収益一受託工事収益 (B)-(C) (S)	30,688	32,315	28,565	27,565	26,600	25,669	24,771	23,904	23,067	22,260	21,481	20,729
地 方 財 政 法 に よ る ((R)/(S)×100) 資 金 不 足 の 比 率												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模(V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												
〇他会計繰入金											(単	<u> 位:千円)</u>
年 度	, ,	,,,,										
区 分	前々年度	前年度	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収益的収支分	2,529	2,440	2,355	2,273	2,193	2,116	2,042	1,971	1,902	1,835	1,771	1,709
うち 基 準 内 繰 入 金	1,261	1,217	1,174	1,133	1,094	1,055	1,018	983	948	915	883	852
うち 基 準 外 繰 入 金		1,224	1,181	1,139	1,100	1,061	1,024	988	954	920	888	857
資本的収支分	14,471	13,965	13,476	13,004	12,549	12,110	11,686	11,277	10,882	10,501	10,134	9,779
うち 基 準 内 繰 入 金		7,639	7,372	7,114	6,865	6,624	6,392	6,169	5,953	5,744	5,543	5,349
うち 基 準 外 繰 入 金	6,555	6,326	6,104	5,891	5,684	5,485	5,293	5,108	4,929	4,757	4,590	4,430
合 計	17,000	16,405	15,831	15,277	14,742	14,226	13,728	13,248	12,784	12,337	11,905	11,488